

政官接触記録の作成等に関する法律案 新旧対照表

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律〔附則第三項関係〕

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

附 則

(政官接触記録の作成等に関する法律の一部改正)

第二十三条の二 政官接触記録の作成等に関する法律(平成二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外 国 人 技 能 実 習 機 构	外 国 人 の 技 能 実 習 の 適 正 な 実 施 及 び 技 能 实 習 生 の 保 護 に 関 す る 法 律 (平 成 二 十 八 年 法 律 第 号)
----------------------	---

(新設)

現 行

附 則

外 国 人 技 能 実 習 機 构	外 国 人 の 技 能 実 習 の 適 正 な 実 施 及 び 技 能 实 習 生 の 保 護 に 関 す る 法 律 (平 成 二 十 八 年 法 律 第 号)
----------------------	---